



平成 28 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 リ ケ ン
代表者名 代表取締役社長兼 C O O 伊藤 薫
(コード番号 6 4 6 2 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員 経営企画部長 坂場 秀博
T E L (0 3) 3 2 3 0 - 3 9 1 1 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 92 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、コーポレートガバナンスの強化と経営意思決定および業務遂行の迅速化を目的に、平成 28 年 5 月 1 日付で執行役員制度を導入することといたしました。

それに伴い、取締役の員数につきましては、意思決定の迅速化を図るため、上限を 15 名以内から 10 名以内に縮減し、役付取締役につきましては、専務および常務は執行役員としての役位とし、「専務取締役」および「常務取締役」を廃止するものであります。(変更案第 19 条、21 条、23 条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 1 8 条 (条文省略)	第 1 条～第 1 8 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(員 数)	(員 数)
第 1 9 条 当社の取締役は、 <u>1 5 名以内</u> を置く。	第 1 9 条 当社の取締役は、 <u>1 0 名以内</u> を置く。
第 2 0 条 (条文省略)	第 2 0 条 (現行どおり)
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第 2 1 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定する他、必要に応じ、	第 2 1 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定する他、必要に応じ

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役会長1名、取締役副社長および専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。但し取締役会長、取締役社長および取締役副社長は、代表取締役中より選定する。</p> <p>第22条（条文省略）</p> <p>（取締役の権限）</p> <p>第23条 取締役会長は、取締役会を司る。取締役社長は、会社を統轄し、業務を執行する。取締役副社長は、取締役社長を補佐し、業務を執行する。<u>専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐し、会社の日常の業務を処理する。</u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長がこれに当り、取締役会長、取締役社長に共に事故があるときは、取締役会が予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>第24条～第43条（条文省略）</p>	<p>取締役会長1名、取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p>第22条（現行どおり）</p> <p>（取締役の権限）</p> <p>第23条 取締役会長は、取締役会を司る。取締役社長は、会社を統轄し、業務を執行する。取締役副社長は、取締役社長を補佐し、業務を執行する。取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長がこれに当り、取締役会長、取締役社長に共に事故があるときは、取締役会が予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>第24条～第43条（現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月24日
定款変更の効力発生予定日	平成28年6月24日

以上